

保護者の皆様へ

沖縄県立前原高等学校長  
(公印省略)

## 令和8年度奨学のための給付金の申請手続きについて (ご案内)

**生活保護 (生業扶助) 受給世帯 及び 年収 490 万円未満程度 (保護者等全員の県民税・市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満)** の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的とした奨学のための給付金が支給されます。

この制度は返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは全く別の制度です。

**この給付を受けるには申請が必要です。対象世帯の方は手続きをお願いします。**

なお、保護者等の委任がある場合には給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する学校取扱金等に充てることが可能です。

### 記

1. 支給対象者 **※令和8年度から対象世帯が拡充しました。**

- ①生活保護 (生業扶助) 受給世帯
- ②保護者等 (親権者) 全員の県民税および市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満の世帯
- ③家計急変により上記②と同程度の収入と見込まれる世帯  
・家計急変とは、1) 離婚・死別により家計の収入が大きく減少した場合  
2) 負傷、疾病の療養のため勤務不可の場合、  
3) 雇止め等自己都合でない離職 (定年退職は対象外) 等が対象です。

【注意!】令和8年度より保護者等 (親権者) の所得要件に加えて、生徒本人の国籍・在留資格を確認します。

2. 提出書類 別添のリーフレット裏面をご覧ください。

**※対象世帯が多いので全校生徒のご自宅へ申請書を郵送します。**

申請希望の方はご自宅に届いた申請書と必要書類を揃えてご提出ください。

3. 提出期限 **令和8年7月24日 (金) まで**

4. 提出窓口 前原高校事務室

### ◇留意事項◇

- (1) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
- (2) この制度は保護者等がお住まいの都道府県から給付するものとなっています。沖縄県外に住民登録があり、給付の対象となる方がいましたらお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。
- (3) 保護者等の一方が日本国内に住所を有しない場合 (国外居住・米軍属等) は、支給要件の対象外です。